



富山県立山町 News Release

令和8年7月22日 送付枚数1枚（表紙含む）

指名停止措置について

概 要	本日、立山町建設工事等指名停止要領に基づき、次のとおり指名停止措置を行いました。					
指名停止 対象業者	前田建設工業株式会社 （東京都千代田区富士見 2 丁目 10 番 2 号）					
事実概要	前田建設工業株式会社の元九州支店長らは、令和元年 9 月に行われた熊本県八代市発注の八代市役所新庁舎建設工事の入札において、八代市議らに依頼し、八代市議は同社に有利な評価基準を採用することなどを市に働きかけた。同社は、その見返りに現金 6 千万円を八代市議らに渡した。なお、元九州支店長らの贈賄容疑は公訴時効（3 年）が成立しているが、八代市議らがあっせん収賄の疑いで逮捕された報道がなされており、本件事実が明らかになったもの。					
指名停止理由	上記の事実は、立山町建設工事等指名停止要領別表第 2 第 18 号（不正又は不誠実な行為）に該当するものとし指名停止措置を行う。					
指名停止期間	令和 8 年 7 月 22 日（水）から令和 8 年 9 月 21 日（月）まで （2 か月）					
参 考	○立山町建設工事等指名停止要領 別表第 2 <table><tr><th>措 置 要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>（不正又は不誠実な行為） （18） 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>当該認定をした日から 1 月以上 9 月以下</td></tr></table>		措 置 要 件	期 間	（不正又は不誠実な行為） （18） 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以下
措 置 要 件	期 間					
（不正又は不誠実な行為） （18） 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以下					
問	総務課管財係 担当 高田（TEL：076-462-9967）					